

麻しん排除に向けた積極的疫学調査の実施について

～麻しん検査診断(麻しんウイルス遺伝子検査)の推進について～

栃木県は、麻しん排除に向けた積極的疫学調査について、感染症発生動向調査事業の一環として、麻しんウイルスの遺伝子検査体制を構築し、平成 23 年 2 月 2 日から当該検査の実施を行っているところですが、今般、「麻しんに関する特定感染症予防指針(平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号)」が平成 24 年 12 月に改正されたことから、本県における麻しんの検査体制についても見直し、強化を図ったところです。

つきましては、医療機関において麻しんの患者(疑い含む)を診察する際は、所管の広域健康福祉センター(以下、「保健所」という。)への速やかな連絡をお願いするとともに、下記事項にご留意のうえ、検体採取等をはじめ、積極的疫学調査(ウイルスの遺伝子検査(PCR 法)及び疫学調査)の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は、平成 25 年 4 月 1 日から、当面の間、実施することを申し添えます。

記

1 患者説明(別紙 2)

別紙 2 により調査の主旨及び個人情報(氏名・住所・連絡先等)を、保健所へ提供することをご説明ください。

2 検体採取

次の(1)、(2)に該当する場合は、尿・血液・咽頭ぬぐい液の検体採取にご協力ください。検体は、可能な限り 2 種以上(確保出来ない場合は 1 種でも可)確保ください。

(1) 麻しんを臨床診断した場合

麻しんの届出基準(別紙 3)に基づき、3 つの臨床症状(①特徴的な発疹②発熱③カタル症状(咳嗽、鼻汁、結膜充血など))を満たす場合とする。

(2) 麻しん疑い患者を診察した場合

麻しんの届出基準(別紙 3)に基づき、麻しん及び修飾麻しんを疑う場合とする。
※診断のため IgM 抗体検査を民間検査機関等に依頼する場合についても、遺伝子検査用の検体採取にご協力ください。

<検体採取及び保存方法について>

■尿は、滅菌スピッツ(滅菌容器)に入れ(5~10mL)、冷蔵保存ください。

■血液は、血算用試験管(EDTA 入り)で採血し、冷蔵保存ください。

■咽頭ぬぐい液は、滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥しないよう滅菌スピッツ(滅菌容器等)に入れ冷蔵庫に保存ください。

3 保健所への連絡: 原則(月~金) 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分

麻しんを臨床診断した場合は、速やかに検体を採取し、所管の保健所(感染症予防担当)に電話でご連絡ください。

※緊急の用件が発生した場合には、感染予防担当の緊急連絡先にご連絡ください。

※麻しんと診断した場合には、感染法に基づき届出(別記様式 5-14-3)が必要となります。

4 検体搬送

採取していただいた検体は、所管の保健所職員が、回収し、保健環境センターで検査を行います。

5 病原体検査票（別記様式 1）

別記様式 1 を記入し、所管の保健所に提出ください。

6 検査の実施及び結果

麻疹遺伝子検査（PCR 法）の結果につきましては、所管の保健所から検体回収後 5 日以内にご連絡申し上げます。

○主治医が以下の検査を実施することを要し、かつ患者における検査実施の同意が得られた場合は、併せて以下の検査を実施します。なお、検体量が不足する場合は検査が行えない場合があります。

■風しん（全年齢対象）：検体回収後、結果連絡まで概ね 5 日程度要します。

■突発性発疹（2 歳以下対象）：検体回収後、結果連絡まで概ね 5 日程度要します。

※突発性発疹は、ヒトヘルペスウイルス 6、7 型について、血液（血清）検体のみを対象に検査を実施します。

■伝染性紅斑（全年齢対象）：検体回収後、結果連絡まで概ね 5 日程度要します。

<その他>

必要に応じて、ウイルス分離同定培養検査を実施することがありますが、その場合には、検査結果が得られるまで長期を要する（概ね 1 カ月以上）ことをご了承ください。

7 その他

診断に際し、他の検査項目（IgM 抗体検査等）を実施した場合には、検査結果を所管の保健所に情報提供くださるようお願いいたします。